

佐賀市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀市が発注する小規模な修繕工事の受注を希望する者を登録し、当該登録を受けた者を積極的に活用することにより、受注機会の拡大を図るとともに、市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる修繕工事であって設計金額が50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 市内に住所を有する者（個人事業主の場合にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者、法人の場合にあつては、商業登記簿における本店の所在地が佐賀市内である者をいう。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 佐賀市競争入札参加資格審査要領に基づく有資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するための必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納している者（分納計画により適正に納税している者を除く。）
- (5) 暴力団等契約の相手方として不相当と認められる者

(登録の申請)

第4条 登録をしようとする者は、佐賀市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 登録をしようとする者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 市税の未納がないことを証する書類（分納計画により適正に納税している者については、そのことを証する書類）
- (2) 希望業種の履行に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 登録の申請は、契約監理課において随時受け付ける。

(審査及び名簿への登録)

第5条 登録申請の書類を審査し、適当と認めるときは、佐賀市小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録する。登録名簿は、閲覧により公開する。

(登録の有効期間)

第6条 平成27年11月1日（同日以降に登録申請をした者については、登録名簿に登録された日）から平成29年10月31日までとする。以後、2年ごとに申請及び登録を行う。

(登録者の取扱い)

第7条 対象となる契約の業者選定に関しては、登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）に見積参加機会を与えるよう努める。ただし、対象となる契約であっても、審査要領に基づく有資格者名簿に登録された者のうちから業者選定をすることを妨げない。

(登録事項の変更等)

第8条 登録者は、登録事項に変更又は事業の廃止があったときは、速やかに佐賀市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第2号）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があったとき。

(契約保証金)

第10条 登録者との契約に関しては、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）第104条第2項第6号の規定により、契約保証金を免除とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。